平成２３年（フ）第９９４号
京都市下京区下之町56番地　市営住宅21棟305号
債務者　小林　一枝
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７４号
京都府城陽市久世里ノ西49番地の128
債務者　澤村　耕二
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７３号
京都府城陽市枇杷庄大堀34番地の４
債務者　竹本　昌之
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１６号
京都府八幡市男山弓岡５番地―Ｂ６―502
債務者　石川　　猛
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５５０号
京都府京田辺市興戸下ノ川原２番地の２
債務者　吉川亜矢子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８５号
京都市右京区梅津石灘町49番地　梅津シャトープレザンス403
債務者　小林　正彦
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８２号
広島市安佐南区八木７丁目８番17―101号　細田山ビル
債務者　山田　　清
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８４号
広島市西区三滝町４番18―301号
債務者　岩本　稲男
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８８号
広島県安芸郡熊野町城之堀４丁目15番38―102号
債務者　佐川　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６４号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目７番10―406号
債務者　香月　清香
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９６号
福岡市東区和白東１丁目19番１―702号
債務者　角田　秀人
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４２７号
福岡市東区水谷２丁目13番36―507号
債務者　樫葉　弘子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７１２号
福岡市城南区別府３丁目９番39―203号
債務者　坂井　幸造
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９１５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2454番地７
債務者　山口　数馬
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２１号
福岡市博多区博多駅中央街６番11―1013号
債務者　加治　茂子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９４２号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番14―302号
債務者　原　　友子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１５号
福岡県大野城市平野台１丁目23番18号
債務者　長村　泰子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４４号
福岡市早良区原６丁目９番23号
債務者　檜垣　尚志
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部